## 全塾協議会 上部団体規則

## 第1条 (目的)

この上部団体規則は、事業継続性の確保やその他業務等の安定を図り、全塾協議会の運営 を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

## 第2条 (定義)

上部団体は、「全塾協議会に留まらず特定の属性を持つ塾生の意見を広範に集約できる傘 下団体等の制度を有し、塾生代表に対し十分な政策提言が可能な所属団体」の条件を満たし、 本規則第3条にて指定された団体をいう。

## 第3条 (資格)

次に掲げる団体を、上部団体という。

- 一 文化団体連盟本部
- 二 体育会本部
- 三 全国慶應学生会連盟
- 四 全塾ゼミナール委員会
- 五 四谷自治会
- 六 芝学友会

起草者 慶應義塾大学 全塾協議会第 7 代塾生代表 山田健太

以上の全塾協議会 上部団体規則案として承認する。

慶應義塾大学 全塾協議会

議長 三河 創太

(慶應義塾大学 全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 後藤 美汐

(慶應義塾大学 文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 野田 稜雅

(慶應義塾大学 体育会本部 主幹)

議員 藤村 悠哉

(慶應義塾大学 四谷自治会 会長)

議員 市川裕也

(慶應義塾大学 全国慶應学生会連盟 委員長)

議員 村井 祐樹

(慶應義塾大学 福利厚生機関本部 代表) 議員 荒井 大輔 (慶應義塾大学 芝学友会 代表) 以上の全塾協議会上部団体規則決議を承認する。 慶應義塾大学 全塾協議会 塾生代表 山田健太